

姫路市教育委員会会議録（令和5年12月）

○ 日 時 令和5年12月14日（木）午後2時から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後2時）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第32号 令和5年度姫路市一般会計補正予算（第5回 教育委員会所管分）に係る臨時代理の承認について

議案第33号 姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る臨時代理の承認について

議案第34号 姫路市文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第4 報告

1 いじめ重大事態の対応状況について

日程第5 次回委員会開催日時等

日程第6 その他

○ 出席者（委員）西田教育長、山下委員、森下委員、角谷委員、中野委員

（事務局）平田教育次長、村田教育総務部長、竹田教育企画室長、平山学校教育部長、砂山生涯学習部長、中上総務課長、森学校指導課長、春井文化財課長

（書記）島田総務課係長、多田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により森下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事 及び日程第4 報告 に入りたいと思いますが、議事に先立ち、議案及び報告事項の一括審議、並びに公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
まず、一括審議についてですが、議案第32号及び議案第33号は関連がありますので、一括審議としたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認め、議案第32号及び議案第33号、一括審議とします。

- 次に、公開又は非公開についてですが、議案第34号は会議規則第15条第1号に規定する教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当し、報告事項の1は同条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第34号及び報告事項の1は、非公開と決定します。

なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、
議案第 32 号 令和 5 年度姫路市一般会計補正予算（第 5 回 教育委員会所管分）に係る臨時代理の承認について
及び
議案第 33 号 姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る臨時代理の承認について
事務局からこの件について説明してください。

（事務局）

- （総務課長 議案第 32 号及び議案第 33 号について説明）
この条例及び補正予算につきましては、改正後の給与を本年中に速やかに支給するため、現在開会中の市議会定例会に追加議案として提出する必要があったことから、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第 3 条の規定に基づき教育長が臨時に代理したので、それを報告し、承認を求めるものでございます。

まず、「議案第 33 号 姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る臨時代理の承認について」から御説明いたします。

「姫路市立学校職員の給与に関する条例」は、高等学校及び幼稚園の教育職員並びに指導主事の給与について定めたもので、このたびの改正は、県において人事委員会の勧告に従い高等学校教育職及び中学校・小学校教育職の給与改定が行われること、並びに国家公務員の一般職の職員の給与改定を踏まえ、本市の一般職の職員の給与改定が行われることから、市立学校職員の給与について、同様の改定を行おうとするものでございます。

「改正の概要」でございますが、まず、「令和 5 年度の給与改定に関する改正」として、「期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定」と「給料表の改定」がございます。「期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定」につきましては、期末手当等については、条例第 11 条の規定により姫路市職員給与条例の規定を準用していることから、この改定に係る条例改正の必要はございませんが、その概要についてご説明いたします。まず、国家公務員の一般職の職員の給与改定に準じ、一般職の職員に支給する期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を、再任用以外の職員にあっては合計 0.1 月を、再任用職員にあっては合計 0.05 月引き上げようとするもので、その月数を 12 月期のそれぞれの標準支給月数において、引き上げようとするものでございます。「給料表の改定」につきましては、高等学校職員給料表及び指導主事給料表につきましては、県費負担教職員との均衡を図るため兵庫県給料表に合わせて改正し、幼稚園職員給料表については、保育士との人事交流による均衡を保つため保育士に適用する本市の行政職給料表に合わせて改正を行おうとするものでございます。なお、高等学校給料表において、大卒初任給にあっては 11,600 円、高卒初任給にあっては 12,900 円を引上げますほか、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させて全体の引上げを行おうとする

ものでございます。次に、「令和6年度以降の給与改定に関する改正」についてでございますが、「期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定」につきましては、先ほど説明しましたとおり、令和5年度の給与改定については、支給月数を12月期において改正しましたので、国家公務員の一般職の職員の給与改定に準じ、期末手当及び勤勉手当の標準となる支給月数が6月期と12月期とで均等となるように改めようとするものでございます。

最後に、「施行期日等」でございますが、この条例は「公布の日」から施行し、改正後の条例の規定は、本年4月1日に遡及して適用することとしております。

続いて、「議案第32号 令和5年度姫路市一般会計補正予算（第5回 教育委員会所管分）に係る臨時代理の承認について」を、御説明いたします。

これは、先ほど説明いたしました条例の改正に伴い、給与が引き上げられることなどに係る補正予算で、教育委員会事務局所管の報酬給与費につきましては、補正額の歳出合計の欄に記載のとおり、総額で、5,976万7千円の増額補正となっております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第32号 令和5年度姫路市一般会計補正予算（第5回 教育委員会所管分）に係る臨時代理の承認について

及び

議案第33号 姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る臨時代理の承認について

報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（委員）

〔 挙 手 〕

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第32号及び議案第33号は、報告のとおり承認しました。

教育長

○ それでは、非公開案件の審議に入ります。

・・・[非公開案件の審議]・・・

教育長

○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。

事務局より説明してください。

（事務局）

○ 次回の定例教育委員会ですが、1月18日木曜日の午後2時に開催していただきたいと思っております。

教育長

○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、1月18日木曜日の午後

2時00分に開催することに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、1月18日木曜日の午後2時00分に開催することといたします。

教育長

- 以上で本日の案件は全て終了しました。
- それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。
- 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

[特になし]

教育長

○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後3時1分)